「家庭の日」の作文募集

秋田県庁では「家庭の日」＝＝毎月第３日曜日＝＝の普及のために，県内の小中学校および高校の児童生徒と一般の方がたから「家庭の日」にちなんだ作文を募集することにしています。

応募の要領は次のとおりですからふるって応募してください。

（要　領）

原稿しめきり　８月３１日まで

入　賞　小学校低学年，小学校高学年，中学校，高等学校，一般の部にわけ各部とも１位１名，２位２名，３位３名，佳作１０名とします。

審　査　県で委嘱する審査員が審査します。

発　表　９月末日，本人または学校に通知するほか，新聞紙上に発表します

応募のきまり　原稿用紙４００字詰，小学生３枚以内，中学以上５枚以内。

◎　題は自由ですが，内容は自分の家で実施した家庭の日に関するものに限ります。

◎　小，中，高校生の場合は，学校毎に６点以内を選定し一括して係あてに送っていただきます。

◎　一般の方は，住所，氏名，年令，性別，職業を書いて直接係に送ってください。

◎　応募は１人１編にかぎります。また応募された作文はお返ししません。

◎　**送り先**

秋田市山王四丁目１－１

秋田県厚生部婦人児童課作文係

歌会始のお題と詠進方法がきまる

毎年１月，宮中において歌会始の儀が行なわれ，全国各地区から数万におよぶ詠進歌が宮内庁に寄せられております。

このほど昭和４１年に行われるお題と詠進の方法がきまり，その内容が宮内庁から通知がありましたのでお知せするとともに，市民の皆さんが多数詠進されて大館市からも栄えある入選者がでますようご期待します。

お題＝＝「声」と定められました

※　「声」は，人間の声に限らず何の声でも結構ですが，歌には「声」ということばをよみこんだ方がよいと思います漢字の音よみで「声＝＝セイ」と使っても結構です。

詠進の方法

①　１人１首とし，未発表の歌であること。

②　詠進の用紙

半紙白紙１枚を用い，毛筆で自筆のこと。自分の詠進のついでに，盲人等身体障害者でない他人の詠進を代筆すると全部失格になります。

③　書　式

半紙をよこに二つ折りにして，右半面にお題と歌，左半面に住所，氏名（ふりがな），生年月日，職業をたて書きで書きます。

なお，氏名は本名をかくこと。

（書式のひな型）

○○○